

お知らせ

輸入業者各位

平成21年5月1日
経済産業省農水産室

委託加工貿易に基づき輸入する水産物の取扱いについて

今般、水産庁より「特殊事由により水産物輸入割当品目を輸入しようとする場合の特
殊輸入割当申請の前の確認申請について」(平成21年4月17日付け水漁第182号、
以下「通知」という。)が出されました。

この通知において、「所有権の移転しない委託加工契約に基づき日本から輸出した原料
を第三国で加工後、輸入する貨物」を特殊輸入割当ての対象としていることから、所有
権が移転せず、加工賃(及び運送料)のみが外国に支払われる貨物については、原産地が
日本以外であっても特殊輸入割当ての手続が必要となります。したがって、当該貨物に
ついては、輸入発表に基づく輸入割当ての対象とはなりません。

なお、輸入割当てを受けた日が平成21年5月31日までの輸入割当証明書に基づき
交付された輸入承認証により輸入する場合であって、平成22年5月31日までに通関
するものについては、従前の取扱いによることとします。